

国民健康保険税改定のお知らせ

WEB 1007214 税率に関すること

WEB 1007218 軽減に関すること

令和7年度の国民健康保険税につきまして、次のとおり税率等の改定を行いましたので、お知らせします。

国民健康保険税率の改定

愛知県が市町村に示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税率を改定しました。

区 分	医療給付費分※ ¹		後期高齢者支援金等分※ ²		介護納付金分※ ³	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
所得割	6.91%	7.13%	2.66%	2.66%	2.31%	2.31%
均等割	29,600円	30,500円	11,500円	11,500円	11,800円	11,800円
平等割	17,700円	18,400円	6,600円	6,600円	6,000円	6,000円

※1 被保険者の医療費に充てられます。

※2 後期高齢者医療制度の支援金に充てられます。

※3 介護保険料にあたるもので、40歳以上65歳未満の被保険者にご負担いただきます。

課税限度額の改定

国の基準にあわせ、後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げました。

	令和6年度	令和7年度
医療給付費分	65万円	66万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	106万円	109万円

保険税軽減適用基準の改定

国の基準にあわせ、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げました。

7割軽減	改正なし	前年の合計所得金額が、【43万円＋10万円×（給与所得者等の数※ ¹ －1）】以下の世帯
5割軽減	令和6年度	前年の合計所得金額が、【43万円＋（29.5万円×世帯の被保険者数※ ² ）＋10万円×（給与所得者等の数※ ¹ －1）】以下の世帯
	令和7年度	前年の合計所得金額が、【43万円＋（ 30.5万円 ×世帯の被保険者数※ ² ）＋10万円×（給与所得者等の数※ ¹ －1）】以下の世帯
2割軽減	令和6年度	前年の合計所得金額が、【43万円＋（54.5万円×世帯の被保険者数※ ² ）＋10万円×（給与所得者等の数※ ¹ －1）】以下の世帯
	令和7年度	前年の合計所得金額が、【43万円＋（ 56万円 ×世帯の被保険者数※ ² ）＋10万円×（給与所得者等の数※ ¹ －1）】以下の世帯

※1 給与所得者等は給与所得者及び公的年金等に係る所得者をいいます。

※2 世帯の被保険者数には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。

問 保険医療課 国保年金係 ☎444・3168